

## 札幌市文化芸術活動再開支援金交付要綱の運用方針（令和4年度申請受付分）

### 1 支援金の目的と概要（要綱第1条関連）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動において、文化芸術に携わる方々（文化芸術活動を行う市民、芸術家、施設関係者等）の活動再開を支援し、市内文化芸術活動が早期に復興するよう、さらに、その活動の復興により、市民が文化芸術を鑑賞する機会を確保することができるよう、①公演や展示を行う際の劇場、ホール、ライブハウス、ギャラリー等の施設使用料及び②実際の公演・展示に向けた、日々の練習・制作に利用する会場の使用料に係る交付金を交付します。

### 2 支援金の種類（要綱全体）

本支援金は、上記1 ①公演や展示を行う際の劇場、ホール、ライブハウス、ギャラリー等の施設使用料に係る支援金（以下『公演・展示支援』という。）と②実際の公演・展示に向けた、日々の練習・制作に利用する会場の使用料に係る交付金（以下『練習・制作支援』という。）の2種類があります。

※令和2・3年度から継続して実施するものは①であり、②は令和4年度から新たに実施するものになります。

- (1) 『公演・展示支援』・・・P2～P12をご確認ください。
- (2) 『練習・制作支援』・・・P13～P17をご確認ください。

### 3 公演・展示支援

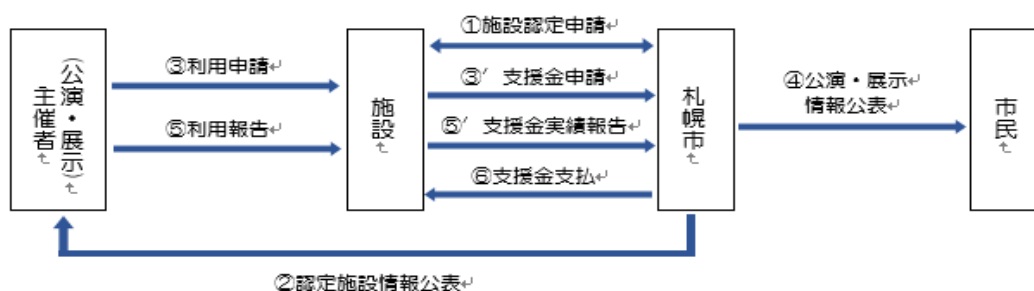
#### (1) 支援金交付の流れ（要綱全体）

市があらかじめ認定した対象施設の運営者を支援金の対象とします。

公演や展示の主催者は、対象施設に支援金の利用申請を行い、対象施設を通して市の要件確認を受けたのち、施設を半額（上限有り）で使用いただきます。

なお、公演・展示終了後、主催者は支援金利用の報告書を施設に対して提出し、施設の運営者は残りの施設料（通常半額。上限有り。）を市に対して請求することとなります。

（イメージ図）



\*上記は一般的な流れとなります。区民センターやコミュニティセンター、地区センター、東1丁目劇場施設のほか、一部の公共施設等で取扱いが異なる場合があります。

#### (2) 支援金の対象要件（要綱第3条、第6条関連）

##### 公演系

##### ア 対象施設

##### (ア) 市の文化芸術施設等

施設名	公演諸室
札幌芸術の森	アリーナ、大練習室、野外ステージ（但し、毎年11/4～4/28は冬期間のため利用不可）
札幌コンサートホール	大ホール、小ホール
札幌市教育文化会館 <small>（但し、R5/1～休館予定）</small>	大ホール、小ホール
札幌市民交流プラザ	劇場、クリエイティブスタジオ、SCARTSコート
東1丁目劇場施設	劇場
時計台	ホール
豊平館	広間
区民センター（市内全10館）・コミュニティセンタ	ホール（里塚・美しが丘地区センターの多目的室含む）

ー（市内全2館）・地区センター（市内全24館）	
-------------------------	--

### （イ） 上記ア以外の施設

札幌市内の公立及び民間立の劇場、ホール、ライブハウス等で、以下の要件を全て満たす施設

要件	事例 (○対象となる事例・×対象とならない事例)
① 一般的に公演を行う会場として認知され、(貸館としての)利用料金が(ホームページ等で)明示されていること	× 飲食店(ライブハウスやライブバーを除く)やホテルの宴会場等 × 従業員が専属の演者によるショーがメインであるショーパブ等
② ステージを常設していること	× 用途によって舞台・ステージを随時設置や撤去する施設 △ 施設運営の主目的が公演であって、公演内容によって、舞台・ステージを随時設置や撤去する施設(事前にご相談ください)
③ 座席があること	○ 可動式のものやパイプ椅子等により座席を設置できる施設
④ (通常利用時に)収容人数(座席数)50人以上であること	○ 座席がある状態で50人収容が可能な広さがある施設 × スタンディング形式で50人収容の施設
⑤ (飲食を提供するライブハウス等は、)食品衛生法等の許可を受けた施設であること	× ライブハウス、ライブバーなど飲食を提供することができる施設で、食品衛生法等の許可を受けていない施設
⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分にとられていること	○ 国が発表している最新の業種別ガイドライン(「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や「ライブハウス、ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等)を遵守している施設

※ 要件を満たしていても、下記の施設は対象とはなりません。

- × 暴力団や暴力団員が役員である施設や暴力団や暴力団員が経営に実質的に関与している施設

## イ 対象公演

文化芸術振興を図る公演で、以下の要件を全て満たすもの

要 件	事 例 (○対象となる事例・×対象とならない事例)
<p>① 令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)に実施されるもの 但し、区民センター(白石区民センター及び清田区民センターを除く)・コミュニティセンター・地区センターについては、令和4年5月1日(日)～令和5年3月31日(金)に実施されるもの</p> <p>※令和3年度から令和4年度にまたがる行事については、令和4年4月1日(金)以降部分のみが令和4年度分の申請となります。</p>	<p>○ 令和5年3月28日(火)～4月2日(日)に実施する公演のうち、3月28日(火)～31日(金)までの4日分の公演</p> <p>× 令和4年3月30日(木)・31日(金)に設営及びリハーサル、4月1日(土)・2日(日)に公演を行う場合の3月30日(木)～31日(金)の設営及びリハーサル分</p>
<p>② 文化芸術の振興を図る、不特定多数の観客を対象とした実演により表現される音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能の公演</p>	<p>× 特定企業の宣伝広報、または政治的もしくは宗教的な普及宣伝等を目的とするもの</p> <p>× 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等公序良俗に反する活動</p> <p>× 生徒や家族だけが入場できる音楽教室の発表会</p> <p>○ 誰もが購入できる入場チケットを事前販売して行う公演</p> <p>× 講演会・研修会・ワークショップ・式典・ライブビューイング</p> <p>○ 無観客公演として行い、その様子をライブ配信または収録配信するもの (P9 取扱い参照)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 映画（劇映画・記録映画・アニメーション映画）上映会 ※要綱上は、「その他の芸術の展示」に含まれます。</li> <li>○ プロによる公演・アマチュアによる公演</li> <li>○ 市内・市外の個人・団体主催の公演</li> </ul>
③ 平成29年10月16日以降に不特定多数の観客を対象とした活動実績がある者の公演（但し、公演を行う場としても認知されている場での活動実績に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自ら公演を主催した実績</li> <li>○ 令和2年2月20日以降、公演の活動機会を失った者（公演を行うため、施設を予約していたが、キャンセルすることとなった者）</li> <li>○ ホテルでのディナーショーの実績</li> <li>× ストリートライブの実績</li> </ul>
④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を十分に行うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が発表している最新の業種別ガイドライン（「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や「ライブハウス、ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等）を遵守して行う公演</li> </ul>

※ 要件を満たしていても、下記の公演は対象とはなりません。

- × 政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動
- × 暴力団や暴力団員が行う活動、暴力団や暴力団員が実質的に関与していると認められる活動
- × 国又は地方公共団体が主催する事業
- × 本事業で、使用する施設の使用料（付帯設備、機器及設備品使用料は含む。）について助成等を受ける活動のうち、国又は本市、他の地方公共団体からも同使用料について助成等を受ける活動及び札幌文化芸術交流センターSCARTS文化芸術振興助成金を受ける活動
- × 本事業で、無観客公演における、撮影及び編集に係る、機材等のレンタル料及び制作会社等への委託費、コンサルティング料、使用する施設の使用料のうちテクニカルスタッフ等の人件費及び電気料等について助成等を受ける活動のうち、国又は本市、他の地方公共団体からも同経費について助成等を受ける活動及び

- 札幌文化芸術交流センターSCARTS 文化芸術振興助成金を受ける活動
- × 支援金の対象者である施設を運営する者が自らの対象施設で主催して行う活動
  - × 特定企業の宣伝広報を目的とする活動
  - × 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等公序良俗に反する活動
  - × スタンディング形式の公演
  - × 食事を伴う公演

## 展示系

### ア 対象施設

#### (ア) 市の文化芸術施設等

施設名	展示諸室
札幌芸術の森	アリーナ
本郷新記念札幌彫刻美術館	本館展示室、研修室
札幌市教育文化会館	ギャラリー
札幌市民交流プラザ	SCARTS コート、SCARTS スタジオ、SCARTS モール
札幌市民ギャラリー	各展示室
東1丁目劇場施設	劇場
札幌市資料館	ミニギャラリー

#### (イ) 上記ア以外の施設

札幌市内の公立及び民間立の美術館、ギャラリー等で、以下の要件を全て満たす施設

要件	事例 (○対象となる事例・×対象とならない事例)
① 一般的に展示を行う会場として認知され、(貸館としての)利用料金が(ホームページ等で)明示されていること	○ 百貨店等の専用ギャラリー
② 室内床面積 30 m <sup>2</sup> 以上であること	× 他の目的業種(飲食店等)とギャラリー等とが併設されている場合で、展示スペースとして独立している部分が 30 m <sup>2</sup> に満たない施設

③ 他の目的業種と併設の場合は、展示スペースが独立していること	× 飲食店の中にギャラリーがあり、展示スペースが独立していない場合
④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分にとられていること	○ 国が発表している最新の業種別ガイドライン（「博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」等）を遵守している施設

※ 要件を満たしていても、下記の施設は対象とはなりません。

- × 暴力団や暴力団員が役員である施設や暴力団や暴力団員が経営に実質的に関与している施設

## イ 対象展示

文化芸術振興を図る展示で、以下の要件を全て満たすもの

要 件	事 例 (○対象となる事例・×対象とならない事例)
① 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）に実施されるもの  ※令和3年度から令和4年度にまたがる行事については、令和4年4月1日（金）以降部分のみが令和4年度分の申請となります。	○ 令和5年3月28日（火）～4月2日（日）に実施する展示のうち、3月28日（火）～31日（金）までの4日分の展示  × 令和4年3月31日（金）に設営、4月1日（土）・2日（日）に展示を行う場合の3月31日（金）の設営
② 文化芸術の振興を図る、不特定多数の観客を対象とした絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術の展示	× 特定企業の宣伝広報、または政治的もしくは宗教的な普及宣伝等を目的とするもの  × 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等公序良俗に反する活動  × 生徒や家族だけが入場できる絵画教室の展覧会  ○ 誰もが購入できる入場チケットを事前販売して行う展覧会  × 歴史、民俗、産業、自然科学等に関する展示会  ○ プロによる展覧会、アマチュアによる展覧会  ○ 市内・市外の個人・団体主催の展覧会
③ 平成29年10月16日以降に不特	○ 自ら展覧会を主催した実績

<p>定多数の観客を対象とした活動実績がある者の展示（但し、展示を行う場としても認知されている場での活動実績に限る。）</p>	<p>○ 道展、全道展、新道展等の団体展・グループ展において展示された実績</p> <p>○ 令和2年2月20日以降、展示の活動機会を失った者（展示を行うため、施設を予約していたが、キャンセルすることとなった者）</p>
<p>④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を十分に行うもの</p>	<p>○ 国が発表している最新の業種別ガイドライン（「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等）を遵守して行う展示会・展覧会等</p>

※ 要件を満たしていても、下記の展示は対象とはなりません。

- × 政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動
- × 暴力団や暴力団員が行う活動、暴力団や暴力団員が実質的に関与していると認められる活動
- × 国又は地方公共団体が主催する事業
- × 本事業で、使用する施設の使用料（付帯設備、機器及設備品使用料は含む。）について助成等を受ける活動のうち、国又は本市、他の地方公共団体からも同使用料について助成等を受ける活動及び札幌文化芸術交流センターSCARTS文化芸術振興助成金を受ける活動
- × 支援金の対象者である施設を運営する者が自らの対象施設で主催して行う活動
- × 特定企業の宣伝広報を目的とする活動
- × 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等公序良俗に反する活動

### (3) 支援金の対象となる経費と交付額（要綱第8条、第10条関連）

#### ア 対象経費

施設で明示されている施設使用料を対象とします。

上記の施設使用料は、付帯設備及び機器、備品使用料は含みます。

公演と同一施設で実施される公演に連続するリハーサル、また、公演または展示の設営、後片付け等に係る使用料を含みます。

なお、公演に連続するリハーサルは公演と同一施設内であれば、異なる諸室で行われる場合であっても、また、公演に伴う控室が必要な場合は、それら諸室の使用料も含みます。

但し、「公演に連続するリハーサル」について、本「公演・展示支援」及び下記4「練習・制作支援」で重複して対象経費とすることはできません。



### ※ キャンセル料の取扱い

当該支援金を申請し、交付決定後（※）、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりやむを得ず公演・展示の実施を取りやめることとし、施設のキャンセル料が発生した場合にはキャンセル料の50%を支給します。

（※） 令和4年4月1日（金）～4月15日（金）の行事については、令和4年2月1日（火）以降にキャンセル決定をしたものである場合は、キャンセル料支給の対象とします（キャンセル決定した日が分かる書類のほか、キャンセル料の領収書等の提出が必要です）。

### イ 交付額

施設使用料の50%を補助します。

但し、公演系は1日あたり・展示系は1週あたり500,000円を上限とします。

## （4）無観客公演の場合の取扱い

### ア 対象行事

無観客公演として行い、その様子をライブ配信または収録配信するものは、会場使用日から20日もしくは令和5年3月31日（金）のいずれか早い日までに配信開始する場合に対象とします。

（会場使用日から20日以内の配信開始が難しい場合は、交付申請時まで、事務局までご相談ください。）

無料配信の場合は、配信先のURLが確定しましたら、配信前に、配信日とURLを事務局に報告ください。

また、有料配信の場合は、実績報告書類を提出する際に、配信コンテンツ事業者との取引履歴資料等、配信を行ったことを確認できる書類を併せて提出ください。

なお、本動画内の何処かに、会場名・収録日を記載するとともに、実績報告書に添付する行事写真については、撮影をしている様子が分かるものを添付してください。

### イ 対象経費

公演と同時に動画配信を行う場合のほか、無観客公演として行い、その様子をライブ配信または収録配信する場合には、配信に伴う付帯設備、機器使用料等も含まれます。（施設で料金が明示され、利用施設に支払う使用料に含まれる場合に限る。）

また、無観客公演として行うものについては、撮影及び編集に係る、機材等のレンタル料及び制作会社等への委託費、コンサルティング料、使用する施設の使用料のうちテクニカルスタッフ等の人件費及び電気料等についても、上記3(3)アの対象経費に併せて対象とします。

この場合は、主催者は、支援金利用申請書に本費用に係る見積書等を添付してください。

但し、公演と同時に動画配信を行う場合は、それらの費用は対象となりません。

#### ウ 実施手法を集客から配信に変更する場合における交付決定額の増額

交付申請後に、行事の実施手法を集客から配信に変更する場合（集客かつ配信は含まない）で、配信に変更することで増額となる付帯設備及び機器、備品使用料や機材等のレンタル料及び制作会社等への委託費、コンサルティング料、使用する施設の使用料のうちテクニカルスタッフ等の人件費及び電気料等については、変更申請の上、交付決定額の増額を認めます。

なお、実施手法を集客から配信に変更する場合に伴う交付決定額の増額申請については、同一行事につき、1回までとします。

### (5) 支援金の交付申請時の留意事項（要綱第 11 条関連）

#### ア 申請期限

主催者は、対象施設に利用申請を行い、対象施設を通して市の要件確認を受けます。

施設は、市に対して公演・展示日の原則 14 日前までに申請してください。ただし、令和5年3月25日（土）～3月31日（金）分の公演・展示につきましては、上記に限らず、令和5年3月10日（金）までといたします。

主催者は、施設が市への申請に間に合うように、できるだけ早めに施設に相談のうえ、申請を行ってください。

#### イ 申請回数

同一施設・同一申請者としての申請制限はありません。

#### ウ 要件確認

申請時には、支援対象公演・展示の要件を確認する書類等をご提出いただきます。要件を満たすことが確認できない場合は、交付の対象とはなりません。

#### エ 申請者の確認（主催代表者の確認）

主催者から施設に提出する支援金利用申請書には、代表者の顔写真付身分証明書の写しを添付してください（免許証、パスポート、写真付マイナンバーカード（表面のみ）等）。法人の場合は、これに代えて、法人の代表者印（「代表取締役之印」など）の押印とすることもできます。

なお、いただいた個人情報、今回の事業に関する目的以外での利用はしません。

## (6) 交付決定にあたっての留意事項（要綱第 12 条関連）

### ア 決定の範囲

本事業は予算の範囲内での実施となるため、先着順とします。

期間内で、要件を満たす場合であっても、予算の執行状況により、終了する場合があります。

### イ 市民への公表

交付決定後、申請された行事内容は、多くの市民に知っていただき、鑑賞の機会に繋げることを目的に、ホームページにおいて公表します。

主催者のチラシやホームページ、SNS、当日配布するプログラム、会場での掲示等により、本事業を活用した事業である旨を表記してください。

【表記例】この行事は、札幌市文化芸術活動再開支援金を活用しています。

## (7) 支援金の額確定にあたっての報告（要綱第 14 条関連）

### ア 報告期限

施設は、対象の公演・展示日が終わってから、30 日以内に市に対して報告書を提出してください。但し、行事終了日が2月 24 日以降となる場合は、以下の期限とします。

(ア) 令和5年2月 24 日（金）～3月 23 日（木）に行うもの

⇒令和5年3月 24 日（金）まで

(イ) 令和5年3月 24 日（金）・25 日（土）・26 日（日）に行うもの

⇒令和5年3月 27 日（月）正午まで

(ウ) 令和5年3月 27 日（月）に行うもの

⇒令和5年3月 28 日（火）正午まで

(エ) 令和5年3月 28 日（火）に行うもの

⇒令和5年3月 29 日（水）正午まで

(オ) 令和5年3月 29 日（水）に行うもの

⇒令和5年3月 30 日（木）正午まで

(カ) 令和5年3月 30 日（木）に行うもの

⇒令和5年3月 31 日（金）正午まで

(キ) 令和5年3月 31 日（金）に行うもの

⇒令和5年3月 31 日（金）中

主催者は、施設が市への報告に間に合うように、行事終了後、できるだけ早めに施設に利用報告書を提出してください。

### イ 要件確認

活動終了後、支援金の交付にあたっては、支払関係書類（領収書等）の写しのほ

か、支援対象施設の要件及び支援対象公演・展示の要件を満たしたかを確認できる書類等を添付し、報告書をご提出いただきます。書類の提出がない場合は、支援金の支給はできません。

## (8) 交付決定の取消し（要綱第 18 条関連）

一度交付決定をした後でも、下記のような場合には、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 偽りやその他不正な手段で支援金の交付決定を受けていたとき
- ・ 法令や札幌市文化芸術活動再開支援金交付要綱、この運用方針に違反したとき
- ・ 活動終了後に所定の報告書の提出がないとき など

(例)

- ・ 運用方針で対象外としているスタンディング形式で公演を行っていたことが判明したとき
- ・ 公演や展示がきっかけで新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染症対策が適切に行われていなかったことが判明したとき
- ・ 無観客公演として行い、その様子を収録し、支援金を受け取ったが、配信していなかったことが後日判明した場合 など

など

## (9) 事情変更による決定の取消し等（要綱第 19 条関連）

一度交付決定をした後でも、下記のような場合には、交付決定の取消しや決定内容の変更をする場合がありますので、ご注意ください。

(例) 新型コロナウイルス感染拡大状況のさらなる深刻化等により、国等が集客によるイベント開催ではなく配信での開催とするよう指示した場合

など

## (10) その他（要綱第 21 条関連等）

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況が深刻化した場合には、本事業の適用について見直しを行う場合があります。

※ 令和4年4月1日（金）以降、受付開始までに行う公演や展示についても、要件を満たす場合は対象となり得ます。施設使用料の領収書及び対象要件を満たした公演・展示であったことが分かる画像を保管しておいてください。

※ 令和4年4月1日（金）から5月31日（火）の間に開催される公演・展示の申請期限は、5月17日（火）までの予定です。

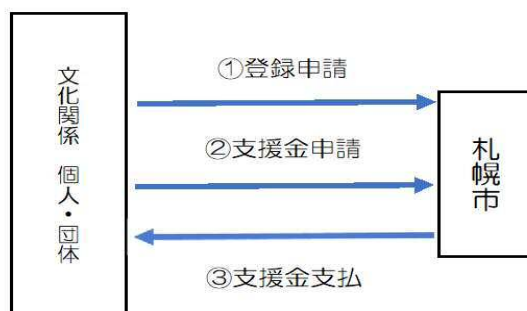
## 4 練習・制作支援

### (1) 支援金交付の流れ（要綱全体）

広く市民等に文化・芸術の鑑賞機会を提供することを目的とした活動をしている、札幌市内に住所を有する個人、または、代表者が札幌市内に住所を有する、札幌市内を活動拠点とする団体で、あらかじめ登録を受けたものを支援金の対象とします。

上記に該当する個人及び団体は、練習・制作後、支援金の交付申請を行うことになります。

（イメージ図）



### (2) 支援金の対象要件（要綱第2条、第7条関連）

#### ア 登録要件

要件	事例 (○対象となる事例・×対象とならない事例)
① 札幌市内に住所を有する個人、または、代表者（※）が札幌市内に住所を有する、札幌市内を活動拠点とする団体 ※本申請における代表者であり、法人等の代表者と同一であることを問わない。	× 札幌市内に住所を有しないが、通勤または通学している者
② 広く市民等に文化・芸術の鑑賞機会を提供することを目的とした活動をしているもの	○ 平成29年10月16日以降に不特定多数の観客を対象とした活動実績がある者 ○ 令和2年2月20日以降、公演・展示の活動機会を失った者 ○ 既に、不特定多数の観客を対象とした公演・展示の予約をしている者 × 将来的に不特定多数の観客を対象とした公演・展示を行う意思のない者

## イ 対象活動

要件	事例 (○対象となる事例・×対象とならない事例)
① 令和4年4月1日(金)～令和5年3月15日(水)に実施されるもの	× 施設予約は令和5年3月15日(水)までにし、料金も支払ったが、利用は令和5年3月16日(木)以降のもの
② 市内の公立及び民間立の、貸し出しを主目的としている、利用料金が明示(※)されている施設で実施されるもの ※貸室料金と飲食費とが一体的に料金設定されている場合を除く	× 家賃等、継続的な使用料及び賃貸料 × 申請者や申請団体の構成者の所有物で実施されるもの × 受講料等の対価を受けている各種教室等の稽古ごと、習いごと × 上記3「公演・展示支援」で認めている「公演に連続するリハーサル」について、「公演支援」及び「練習支援」で重複して対象経費する活動。 × 学校施設を利用して行う「文化開放」としての活動 × カラオケボックスでの活動 ○ 東1丁目劇場施設で稽古場利用する場合 ○ さっぽろ天神山アートスタジオ(交流スタジオ・滞在スタジオ)、札幌芸術の森(アトリエ・ロジジ)での活動
③ 音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能に係る練習、または、絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術に係る制作	× 特定企業の宣伝広報、または政治的もしくは宗教的な普及宣伝等を目的とするもの × 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等公序良俗に反する活動 ○ プロの活動・アマチュアの活動
④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を十分に行うもの	○ 国が発表している最新の業種別ガイドラインを遵守して行う活動

※ 要件を満たしていても、下記の活動は対象とはなりません。

× 政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動

× 暴力団や暴力団員が行う活動、暴力団や暴力団員が実質的に関与していると認められる活動

- × 本事業で、使用する施設の使用料（付帯設備、機器及備品使用料は除く。）について助成等を受ける活動で、国又は本市、他の地方公共団体からも同使用料について助成等を受ける活動
- × 特定企業の宣伝広報を目的とする活動
- × 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等公序良俗に反する活動

### (3) 支援金の対象となる経費と交付額（要綱第9条、第10条関連）

#### ア 対象経費

施設で明示されている施設使用料を対象とします。

但し、本施設使用料は、基本料金のみとし、付帯設備及び機器、備品、電気等使用料等は除きます。

なお、練習・制作支援については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものも含め、キャンセル料は除きます。

#### イ 交付額

施設使用料（複数回分の合算も可）の50%を補助します。

但し、各個人・団体の支援金額（対象期間全体）は、20,000円を上限とします。

### (4) 登録申請時の留意事項（要綱第5条関連）

#### ア 登録種類

団体登録と個人登録があります。

1人で利用する場合は、個人登録を、複数人で利用する場合は、団体登録とします。

#### イ 登録申請期限

令和4年9月30日（金）とする。

#### ウ 登録申請制限

登録申請は、各個人・団体1回までで、個人登録の申請者と団体登録の代表者が重複することはできません。

#### エ 要件確認

登録申請時には、登録要件を確認する書類等をご提出いただきます。要件を満たすことが確認できない場合は、登録することができません。

#### オ 申請者の確認

登録申請書には、住所が分かる顔写真付身分証明書の写しを添付してください（免許証、パスポート、写真付マイナンバーカード（表面のみ）等）。団体登録の場合は、代表者のものを提出いただきます。

いただいた個人情報は、今回の事業に関する目的以外での利用はしません。

なお、18歳未満の方は申請できません。

#### カ 登録の範囲

本事業は予算の範囲内での実施となるため、先着順とします。

期間内で、要件を満たす場合であっても、予算の執行状況により、終了する場合があります。

### (5) 支援金の交付申請時の留意事項（要綱第11条関連）

#### ア 申請期限

申請者は、令和5年3月24日（金）までに、交付申請してください。

上限額（20,000円）に達していなくても、交付申請書を既に提出した場合は、再度交付申請をすることはできません。

また、上限額に達した場合は、上記期限に関わらず、できるだけ早めに申請を行ってください。

#### イ 要件確認

交付申請時には、申請額分の領収書等を全てご提出いただきます。要件を満たすことが確認できない場合は、交付の対象とはなりません。

### (6) 登録・交付決定の取消し（要綱第18条関連）

一度登録または交付決定をした後でも、下記のような場合には、登録または交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 偽りやその他不正な手段で支援金の登録または交付決定を受けていたとき
- ・ 法令や札幌市文化芸術活動再開支援金交付要綱、この運用方針に違反したとき
- ・ 活動終了後に交付申請書の提出がないとき など

（例）

- ▶ 個人登録の申請者と団体登録の代表者が重複していることが判明したとき
- ▶ 活動がきっかけで新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染症対策が適切に行われていなかったことが判明したとき

など

### (7) 事情変更による決定の取消し等（要綱第19条関係）

一度登録または交付決定をした後でも、登録または交付決定の取消しや内容変更をする場合がありますので、ご注意ください。



## (8) その他（要綱第21条関連等）

- ※ 新型コロナウイルス感染拡大状況が深刻化した場合には、本事業の適用について見直しを行う場合があります。
- ※ 令和4年4月1日（金）以降、受付開始までに行う練習や制作についても、要件を満たす場合は対象となり得ます。施設使用料の領収書を保管しておいてください。